買取料金メニュー定義書

2023 年 4 月 1 日実施

積水化学工業株式会社

買取料金メニュー定義書（以下「本定義書」といいます。）は、当社の電気の供給および発電設備等からの電気の受給に関する約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、お客さまの発電設備等からの電気を受給するときの買取料金その他の条件を定めたものです。

本定義書に記載がない事項は、本約款の記載事項によるものとし、本定義書と本約款の記載事項が矛盾または抵触する場合は、本定義書の記載事項によるものとします。

1 定義

本定義書で用いる用語については、本定義書に定めのない限り、本約款に規定するところによります。また、次の言葉は、本定義書においてそれぞれ次の意味で使用します。

①太陽光発電設備
発電設備等のうち、太陽光発電設備をいいます。

②最大調達電力
当社が調達する電力の最大値（キロワット）をいいます。

③買取電力量
本約款3（定義）㉛に定める受給電力量をいいます。

④買取料金
お客さまの発電設備等から発生した電気（蓄電設備から放電した電気を含みます。以下同様とします。）を、当社が受給契約にしたがい調達する電気の料金をいいます。

2 適用条件

本定義書にもとづく買取料金メニューは、低圧で系統連系される発電設備等で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

①お客さまが太陽光発電設備を保有（当該設備の使用権原を有している場合を含みます。）していること。

②太陽光発電設備が 50 キロワット未満であること。

③太陽光発電設備について再生可能エネルギー固定価格買取制度の買取期間が満了していること、または再生可能エネルギー固定価格買取制度の適用を受けていないこと。

3 受給電気方式、受給電圧および周波数

受給電気方式、受給電圧および周波数は、お客さまが当社との間で締結している供給契約または当社以外の小売電気事業者等との間で締結している供給に関する契約と同一といたします。

4 買取料金

買取料金は、買取電力量に別表（買取区分と料金単価）に定める単価を乗じてえた金額といたします。買取料金は全国共通の買取単価となります。本定義書に定める買取料金は、消費税等相当額を含みます。

5 最大調達電力

お客さまと当社は、協議によりあらかじめ最大調達電力を定めるものとします。なお、最大調達電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

6 買取料金の通知

月ごとの買取料金は、3ヶ月に1回原則としてお客さま専用Webサイト上で通知いたします。ただし、お客さまがご希望する場合は、書面にてご利用明細書を郵送いたします。この場合、次の手数料を申受けます。なお、消費税等相当額の計算時の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。

ご利用明細書	1通につき165円（税込み）

7 買取料金の支払期日

支払期日は次によるものとします。また、買取契約とあわせて供給契約を締結している場合は、本約款21（支払期日）(3)にもとづき買取料金と供給契約による電気料金を相殺した金額も同様とします。

4月から6月の各月の検針分	7月末日
7月から9月の各月の検針分	10月末日
10月から12月の各月の検針分	1月末日
1月から3月の各月の検針分	4月末日

8 本定義書の変更および廃止等

(1) 当社は、本定義書を変更する場合には、本約款2（本約款等の変更）を適用します。この場合、本約款2（本約款等の変更）において、「本約款」を「本定義書」と読みかえて適用します。

(2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社Webサイト上でお知らせします。

(3) 本定義書の変更にともない、当社がお客さまに対し、受給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、本約款2（本約款等の変更）(2)に準じるものとします。

附則

実施期日

本定義書は、2023 年 4 月 1 日より適用します。

別表

買取区分と料金単価

区分	単位	料金単価
太陽光発電設備＋お客さまが蓄電池またはVehicle to Home（ビークル to ホーム）（※1）を設置した場合（※2）	1キロワット時	12円00銭
上記以外の場合	1キロワット時	9円00銭

（※1）電気自動車からお客さまの建物に電力を供給するシステムをいいます。

（※2）お客さまが全国のセキスイハイムまたはセキスイファミエス各社に委託をして設置した場合に限り、自給自足（自立）運転モードに切り替えができないものは除きます。